

## 3 再資源化をするための施設の名称及び所在地(複数でも可)

品 目	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄 からなる建設資材		
アスファルト		
木材		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

## 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

## 再資源化等に要する費用

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備 考
コンクリート			①	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			②	
アスファルト			③	
木材			④	

## 運搬に要する費用

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備考(運搬距 離等)km
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			⑥	
アスファルト			⑦	
木材			⑧	

上記の①～⑧額の合計が再資源化に要する費用となる。

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に計算を行えばよい。

## 5 その他

この見積は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4項目について書面での確認を行うものである。